

**奈良県告示第一百五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十三年六月十六日鎌田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成二十三年六月二十四日

奈良県知事 荒井正吾